

# 共同研究(一般)等経費に係る費用負担見直しのポイント

## 費用負担の見直しの背景

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議)  
大学等が産学官連携機能を強化するうえで資金の好循環(費用負担の適正化・管理業務の高度化)が必要

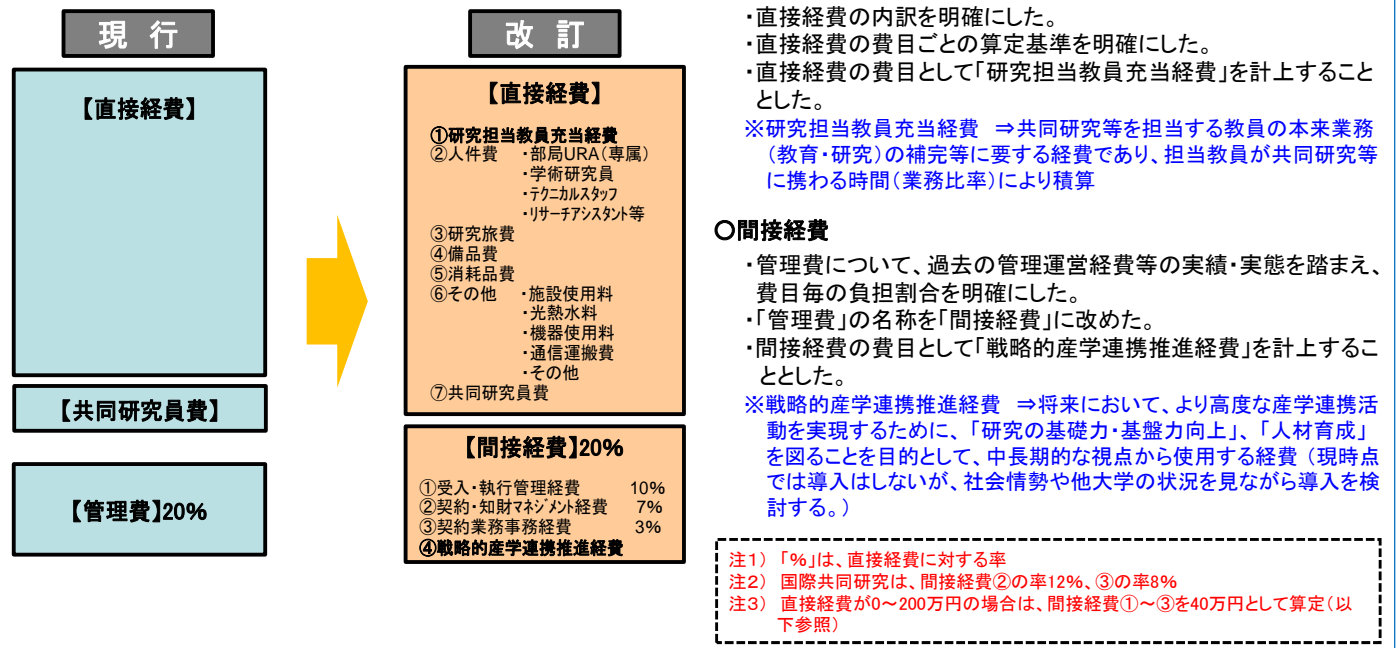
### 【課題】

- ①共同研究の間接経費の必要性・使途、どのようなコスト計算の基に算定されているかといった明確な根拠や考え方が不十分。
- ②そのため、大型の共同研究を進めれば進めるほど、費用の不足が高じてしまい、大学の経営に悪影響を及ぼす可能性が否めない。

### 【処方箋】

- ①間接経費等の経費の必要性及び算定の根拠を示し、共同研究の進捗・成果の報告等のマネジメント力を高めることを前提に費用負担の適正化を図ることが必要。
- ②費用の適正化にあたっては、人件費(人件費相当額を含む)、実際に必要となる間接経費および戦略的産学連携経費(今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や当該活動に伴うリスクの補完のための経費)も含め、一定のパターン化を図るなどにより、共同研究の契約を効率的に推進していくことが求められる。

## 主な変更点



## その他重要事項

### ○適用時期

組織対応型連携(マネジメント付を含む)における共同研究は平成30年度から適用、共同研究(一般)及び受託研究は平成31年度から適用する。

### ○研究担当教員充当経費について

共同研究等を担当する教員の本来の学術業務(教育・研究)の補完等に要する経費で、担当教員が共同研究に携わる総従事時間のうち補完対象となる時間により積算する。  
補完対象となる時間については、共同研究の内容により設定する。共同研究の内容について学術性の要素の比率が高ければ補完対象時間は低く、学術性の要素の比率が低ければ補完対象時間は高くなるのが一般的と考えられる。  
なお、研究担当教員充当経費は、他の共同研究のものと一緒に取り扱われ、本学の学術活動の推進のために使用される。

### ○間接経費について

直接経費が200万円超の場合は直接経費の20%相当額(千円未満切り上げ)、直接経費が200万円以下の場合は一律40万円を計上する。ただし、共同研究契約を九州大学の雛型(<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/airimaq/template.php>)で締結することに同意頂ける場合、または、継続で従前の契約内容で協議の必要が無いと本学が判断した雛型で契約する場合には、直接経費の20%相当額(千円未満切り上げ)を計上できることとする。  
なお、間接経費は、他の共同研究のものと一緒に取り扱われ、本学の産学連携の推進のために、事務経費その他一般管理費として使用される。

### ■お問い合わせ先

九州大学 研究・産学官連携推進部  
産学官連携推進課 受託共同契約係  
TEL: 092-802-5067 E-mail: snskeiyaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

九州大学 学術研究・産学官連携本部  
産学官連携推進グループ  
TEL: 092-802-5127 E-mail: coordinate@airimaq.kyushu-u.ac.jp